

公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（管理組合法人並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（管理組合法人を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、管理組合法人を含む」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（管理組合法人及び）」とする。

14 省略

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一一部改正）

第一百五十七条 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

（帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例）

第四十一条 国の行政機関が作成した旧島民の帰島に関する計画（以下「帰島計画」という。）に基づき永住の目的をもつて小笠原諸島の地域へ移住する者として政令で定めるもの（以下「帰島者」という。）が、その移住する日の属する年においてその有する資産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四又は第三十四条から第三十五条の三までの規定の適用を受ける場合を除き、当該資産の譲渡に対する同法第三十一条（同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。）若しくは同法第三十二条又は所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十二条若しくは第三十三条の規定の適用については、次に定めるところによる。

257 省略

（預金保険法等の一一部改正）

第一百五十八条 次に掲げる法律の規定中「並びに同法第六十三条、第六十八条の六十八及び第六十八条の六十九」を「及び同法第六十三条」に、「同法第六十二条の三第二項第一号に」を「同号に」に改める。

一 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第一百三十五条第三項及び

公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（管理組合法人並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（管理組合法人を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（管理組合法人及び）」とする。

14 同上

（帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例）

第四十一条 国の行政機関が作成した旧島民の帰島に関する計画（以下「帰島計画」という。）に基づき永住の目的をもつて小笠原諸島の地域へ移住する者として政令で定めるもの（以下「帰島者」という。）が、その移住する日の属する年においてその有する資産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四又は第三十四条から第三十五条の二までの規定の適用を受ける場合を除き、当該資産の譲渡に対する同法第三十一条（同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。）若しくは同法第三十二条又は所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十二条若しくは第三十三条の規定の適用については、次に定めるところによる。

257 同上

(課税の特例)

第一百三十五条 省略

3 承継銀行が決定に基づく譲受け等により取得した土地又は土地の上に存する権利（第九十三条第二項の規定により当該承継銀行が保有する資産として適当であることの確認がされたものに限る。）の譲渡（租税特別措置法第六十二条の三第二項第一号イに規定する譲渡をいう。）は、承継銀行に係る同条及び同法第六十三条の規定の適用については、同号に規定する土地の譲渡等には該当しないものとする。

3 承継銀行が決定に基づく譲受け等により取得した土地又は土地の上に存する権利（第九十三条第二項の規定により当該承継銀行が保有する資産として適當であることの確認がされたものに限る。）の譲渡（租税特別措置法第六十二条の三第二項第一号イに規定する譲渡をいう。）は、承継銀行に係る同条並びに同法第六十三条、第六十八条の六十九及び第六十八条の六十九の規定の適用については、同法第六十二条の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等には該当しないものとする。

附 則

(課税の特例)

第二十二条 省略

2 協定銀行が協定に基づく譲受け等により取得した土地又は土地の上に存する権利の譲渡（租税特別措置法第六十二条の三第二項第一号イに規定する譲渡をいう。）は、協定銀行に係る同条及び同法第六十三条の規定の適用については、同号に規定する土地の譲渡等には該当しないものとする。

附 則
(課税の特例)
第二十二条 同上

2 協定銀行が協定に基づく譲受け等により取得した土地又は土地の上に存する権利の譲渡（租税特別措置法第六十二条の三第二項第一号イに規定する譲渡をいう。）は、協定銀行に係る同条並びに同法第六十三条、第六十八条の六十八及び第六十八条の六十九の規定の適用については、同法第六十二条の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等には該当しないものとする。

(課税の特例)

第二百七十三条の九 省略

2・3 省略

2・3 同上

(課税の特例)

第二百七十三条の九 同上

4 承継保険会社が決定に基づく保険契約の移転等により取得した土地又は土地の上に存する権利の譲渡（租税特別措置法第六十二条の三第二項第一号イに規定する譲渡をいう。）は、承継保険会社に係る同条

2・3 省略

4 承継保険会社が決定に基づく保険契約の移転等により取得した土地又は土地の上に存する権利の譲渡（租税特別措置法第六十二条の三第二項第一号イに規定する譲渡をいう。）は、承継保険会社に係る同条

二 保険業法（平成七年法律第二百五号）第二百七十三条の九第四項及び附則第一条の二の十二第二項

及び同法第六十三条の規定の適用については、同号に規定する土地の譲渡等には該当しないものとする。

並びに同法第六十三条、第六十八条の六十八及び第六十八条の六十九の規定の適用については、同法第六十二条の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等には該当しないものとする。

附 則

(課税の特例)

第一条の二の十二 省 略

2 協定銀行が協定に基づく資産の買取りにより取得をした土地又は土地の上に存する権利の譲渡（租税特別措置法第六十二条の三第二項第一号イに規定する譲渡をいう。）は、協定銀行に係る同条及び同法第六十三条の規定の適用については、同号に規定する土地の譲渡等には該当しないものとする。

三 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）第二十六条第二項

(課税の特例)

第二十六条 省 略

2 債権処理会社が指定期間内に特定住宅金融専門会社から取得をした土地又は土地の上に存する権利の譲渡（租税特別措置法第六十二条の三第二項第一号イに規定する譲渡をいう。）は、債権処理会社に係る同条及び同法第六十三条の規定の適用については、同号に規定する土地の譲渡等には該当しないものとする。

(課税の特例)

第二十六条 同 上

2 債権処理会社が指定期間内に特定住宅金融専門会社から取得をした土地又は土地の上に存する権利の譲渡（租税特別措置法第六十二条の三第二項第一号イに規定する譲渡をいう。）は、債権処理会社に係る同条並びに同法第六十三条、第六十八条の六十八及び第六十八条の六十九の規定の適用については、同法第六十二条の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等には該当しないものとする。

(政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正)

第一百五十九条 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第五章 税法上の特例

第五章 税法上の特例

第十三条 法人である政党等は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）

その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）とあるのは「公益法人等（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第二百六号）第七条の二に規定する法人である政党等（以下「法人である政党等」という。）並びに」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（法人である政党等を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、法人である政党等を含む」と、同条第三項中「公益法人等（）とあるのは「公益法人等（法人である政党等及び」とする。

2・3 省略

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一
部改正）

第一百六十一条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

（法人税法等の特例）

第三百二十二条の二 省略

2 省略

第一百六十一条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五目 税法上の特例

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一
部改正）

第一百六十一条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平

第十三条 法人である政党等は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）

その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）とあるのは「公益法人等（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第二百六号）第七条の二に規定する法人である政党等（以下「法人である政党等」という。）並びに」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（法人である政党等を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）とあるのは「公益法人等（法人である政党等及び」とする。

2・3 同上

（法人税法等の特例）

第三百二十二条の二 同上

2 同上

第一百六十一条 更生手続開始の時に統く更生会社の事業年度の法人税及び事業税について、法人税法第七十一条及び地方税法第七十二条の二十六の規定は、適用しない。

第三百二十二条の二 同上

3 更生手続開始の時に統く更生会社の事業年度又は連結事業年度の法人

税及び事業税については、法人税法第七十一条又は第八十一条の十九及び地方税法第七十二条の二十六の規定は、適用しない。

第五目 税法上の特例

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一
部改正）

第一百六十一条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平

第一百六十四条の二 事業組合は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）

その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号

に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）とあるのは「公益法人等（防災街区整備事業組合並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（防災街区整備事業組合を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くもの」とし、防災街区整備事業組合を含む」と、同条第三項中「公益法人等（）とあるのは「公益法人等（防災街区整備事業組合及び）」とする。

2 省略

（特定非営利活動促進法の一部改正）

第一百六十二条 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第四章 税法上の特例

第七十条 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くもの」とし、特定非営利活動法人を含む」と、同条第三項中「公益法人等（）とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び）」と、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）」とする。

2・3 省略

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）とあるのは「公益法人等（防災街区整備事業組合並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（防災街区整備事業組合を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）とあるのは「公益法人等（防災街区整備事業組合及び）」とする。

2 同上

第四章 税法上の特例

第七十条 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び）」と、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）」とする。

2・3 同上

第一百六十三条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を次のよう
に改正する。

(課税の特例)

第五十八条 機構が、各事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号
）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。以下この条において
同じ。）終了の日において青色申告書（同法第二条第三十六号に規定
する青色申告書をいう。次項において同じ。）を提出する法人である場
合において、当該事業年度の同法第二条第十九号に規定する欠損金額（
以下この条において「特例欠損金額」という。）があるときは、当該特
例欠損金額については、同法第五十七条第一項中「十年以内に開始した
」とあるのは「に開始した」と、「所得の金額の百分の五十に相当する
金額」とあるのは「所得の金額」として、同項の規定を適用する。

3 2 省 略

機構の各事業年度において生じた特例欠損金額に係る租税特別措置法
(昭和三十二年法律第二十六号)第六十六条の十二の規定の適用につい
ては、同条ただし書中「については、この」とあるのは、「並びに銀行
等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号
)第五十八条第一項に規定する特例欠損金額については、この」とする。

4 5 省 略

(マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正)

第一百六十四条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法
律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第五目 税法上の特例

(課税の特例)

第五十八条 機構が、各事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号
）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。以下この条において
同じ。）終了の日において青色申告書（同法第二条第三十七号に規定
する青色申告書をいう。次項において同じ。）を提出する法人である場
合において、当該事業年度の同法第二条第十九号に規定する欠損金額（
以下この条において「特例欠損金額」という。）があるときは、当該特
例欠損金額については、同法第五十七条第一項中「十年以内に開始した
」とあるのは「に開始した」と、「所得の金額の百分の五十に相当する
金額」とあるのは「所得の金額」として、同項の規定を適用する。

3 2 同 上

機構の各事業年度において生じた特例欠損金額に係る租税特別措置法
(昭和三十二年法律第二十六号)第六十六条の十三第一項の規定の適用
については、同項中「については、この」とあるのは、「並びに銀行等
の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号
)第五十八条第一項に規定する特例欠損金額については、この」とする。

4 5 同 上

第五目 税法上の特例

(課税の特例)

第四十四条 組合は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人
税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する
公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用
する場合には同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(マ
ンション建替組合並びに)と、同法第六十六条の規定を適用する場合
には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人(マンション建替

第四十四条 組合は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人
税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する
公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用
する場合には同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(マ
ンション建替組合並びに)と、同法第六十六条の規定を適用する場合
には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(マン

組合を含む。)」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くもの」とし、
「マンション建替組合を含む」と、同条第三項中「公益法人等()」とある
のは「公益法人等(マンション建替組合及び)」とする。

2 省略

第五款 税法上の特例

第一百三十九条 組合は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等()」とあるのは「公益法人等(マンション敷地売却組合並びに)」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人(マンション敷地売却組合を含む。)」と、「同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、マンション敷地売却組合を含む」と、同条第三項中「公益法人等()」とあるのは「公益法人等(人等(マンション敷地売却組合及び))」とする。

2 省略

(会社更生法の一部改正)

第一百六十五条 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

(法人税法等の特例)

第二百三十二条 省略

2 省略

3 更生手続開始の時に続く更生会社の事業年度の法人税並びに道府県民税、事業税及び市町村民税については、法人税法第七十一条又は第一百四十四条の三及び地方税法第五十三条第二項、第七十二条の二十六又は第三百二十二条の八第二項の規定は、適用しない。

(水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の一部改
正)

シヨン建替組合を含む。)」と、同条第三項中「公益法人等()」とある
のは「公益法人等(マンション建替組合及び)」とする。

2 同上

第五款 税法上の特例

第一百三十九条 組合は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等()」とあるのは「公益法人等(マンション敷地売却組合並びに)」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(マンション敷地売却組合を含む。)」と、同条第三項中「公益法人等()」とあるのは「公益法人等(マンション敷地売却組合及び)」とする。

2 同上

(法人税法等の特例)

第二百三十二条 同上

2 同上

3 更生手続開始の時に続く更生会社の事業年度又は連結事業年度の法人税並びに道府県民税、事業税及び市町村民税については、法人税法第七十一条、第八十一条の十九又は第一百四十四条の三及び地方税法第五十三条第二項、第七十二条の二十六又は第三百二十二条の八第二項の規定は、適用しない。

第一百六十六条 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

（法人税に係る課税の特例）

第三十条 省略

3 2 省略

3 特定事業者が第十九条第四項の規定により指定支給法人に補償賦課金を納付した場合における当該補償賦課金に係る租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の規定の適用については、同一条第一項中「長期間にわたつて使用され、又は運用される基金又は信託財産に係る負担金又は掛金で次に掲げるもの」とあるのは、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）第二十条に規定する補償基金に係る同法第十九条第四項の補償賦課金」とする。

4 省略

（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部改正）

第一百六十七条 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号） の一部を次のように改正する。

（法人税の特例）

第六十九条 原子力事業者が第三十八条の規定に基づき機構の事業年度について機構の業務に要する費用に充てることとされる負担金を納付する場合には、その納付する負担金の額は、当該事業年度終了日の属する当該原子力事業者の事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。次項において同じ。）の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

（法人税に係る課税の特例）

第三十条 同上

3 2 同上

3 特定事業者が第十九条第四項の規定により指定支給法人に補償賦課金を納付した場合における当該補償賦課金に係る租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一及び第六十八条の九十五の規定の適用については、同法第六十六条の十一第一項中「長期間にわたつて使用され、又は運用される基金又は信託財産に係る負担金又は掛金で次に掲げるもの」とあるのは、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）第二十条に規定する補償基金に係る同法第十九条第四項の補償賦課金」と、同法第六十八条の九十五第一項中「長期間にわたつて使用され、又は運用される基金又は信託財産に係る負担金又は掛金で第六十六条の十一第一項各号に掲げるもの」とあるのは、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第二十条に規定する補償基金に係る同法第十九条第四項の補償賦課金」とする。

4 同上

（法人税の特例）

第六十九条 原子力事業者が第三十八条の規定に基づき機構の事業年度について機構の業務に要する費用に充てることとされる負担金を納付する場合には、その納付する負担金の額は、当該事業年度終了日の属する当該原子力事業者の事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。次項において同じ。）の所得の金額又は連結事業年度（同法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。次項において同じ。）の連結所得（同法第二条第十八号

の四に規定する連結所得をいう。次項において同じ。) の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 原子力事業者が第四十五条第一項の認定を受けたときは、その特別資金援助(第四十一条第一項第一号に掲げる措置に限る。)による収益の額については、機構から交付を受けた資金の額を当該交付を受けた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 省略

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第二百六十八条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

(利用範囲)

第九条 省略

3 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十八条若しくは第一百九十七条第一項、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第五十九条第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第三十一項、第七十条の二の二第十五項若しくは第七十三条の二の三第十四項、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第七十四条の十三の二若しくは第七十四条の十三の三、所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法(昭和四十九年法律第二百十六号)第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第二百十号)第四条第一項若しくは第四条の三第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共

2 原子力事業者が第四十五条第一項の認定を受けたときは、その特別資金援助(第四十一条第一項第一号に掲げる措置に限る。)による収益の額については、機構から交付を受けた資金の額を当該交付を受けた日の属する事業年度の所得の金額又は連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 同上

(利用範囲)

第九条 同上

3 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十八条若しくは第一百九十七条第一項、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第五十九条第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第三十一項、第七十条の二の二第十五項若しくは第七十三条の二の三第十四項、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第七十四条の十三の二若しくは第七十四条の十三の三、所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法(昭和四十九年法律第二百十六号)第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第二百十号)第四条第一項若しくは第四条の三第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務

団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関する必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行つたために必要な限度で個人番号を利用することができます。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4・5 省略

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第一百六十九条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 省略

を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関する必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行つたために必要な限度で個人番号を利用することができます。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4・5 同上

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 同上

32 省略

第三号施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十一の三第四項に規定する特定口座開設届出書を提出して同条第三項第一号に規定する特定口座を開設した同条第四項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、第三号施行日から六年を経過した日(以下この項及び第五項において「経過日」という。)以後最初に当該特定期座における租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡若しくは同条第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡又は当該特定期座への同条第七項に規定する上場株式等の配当等の受入れをする日(同日において同条第四項に規定する個人番号(以下この項において「個人番号」という。)を有しない者(以下この項において「番号非保有者」という。)にあっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)の規定により同日以後に個人番号が初めて通知された日(以下この項及び第五項において「番号通知日」という。)の属する年の翌年一月三十一日(当該通知された日から同日の属する年の十二月三十一日までの間に当該特定期座につき同条第七項に規定する事由が生じた場合には、当該

第三号施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十一の三第四項に規定する特定口座開設届出書を提出して同条第三項第一号に規定する特定口座を開設した同条第四項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、第三号施行日から六年を経過した日(以下この項及び第五項において「経過日」という。)以後最初に当該特定期座における新租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡若しくは同条第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡又は当該特定期座への同条第七項に規定する上場株式等の配当等の受入れをする日(同日において同条第四項に規定する個人番号(以下この項において「個人番号」という。)を有しない者(以下この項において「番号非保有者」という。)にあっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)の規定により同日以後に個人番号が初めて通知された日(以下この項及び第五項において「番号通知日」という。)の属する年の翌年一月三十一日(当該通知された日から同日の属する年の十二月三十一日までの間に当該特定期座につき同条第七項に規定する事由が生じた場合には、当該

事由が生じた日の属する月の翌月末日)」までに、当該特定口座を開設している同条第三項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード(第五項において「個人番号カード」という。)その他の財務省令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等(第三十一条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号。第三十二条において「新公的個人認証法」という。)第三条第一項に規定する署名用電子証明書その他の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)であつて財務省令で定めるものをいう。第五項並びに第二十五条第二項及び第五項において同じ。)を送信して個人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならぬ。ただし、経過日(番号非保有者にあつては、番号通知日)までに当該特定口座が廃止された場合は、この限りでない。

5 4 省略

第三号施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書を提出して同号に規定する非課税口座を開設した同号の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、経過日以後最初に当該非課税口座における租税特別措置法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡又は当該非課税口座への同法第九条の八に規定する配当等の受入れをする日(同日において同法第三十七条の十四第八項に規定する個人番号(以下この項において「個人番号」という。)を有しない者(以下この項において「番号非保有者」という。)にあつては、番号通知日の属する年の翌年一月三十一日)までに、当該非課税口座を開設している同法第三十七条の十四第五項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の個人番号カードその他の財務省令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信して個人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならない。ただし、経過日(番号非保有者にあつては、番号通知日)までに当該非課税口座が廃止された場合は、この限りでない。

6 省略

該事由が生じた日の属する月の翌月末日)」までに、当該特定口座を開設している同条第三項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード(第五項において「個人番号カード」という。)その他の財務省令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等(第三十一条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号。第三十二条において「新公的個人認証法」という。)第三条第一項に規定する署名用電子証明書その他の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)であつて財務省令で定めるものをいう。第五項並びに第二十五条第二項及び第五項において同じ。)を送信して個人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならない。ただし、経過日(番号非保有者にあつては、番号通知日)までに当該特定口座が廃止された場合は、この限りでない。

5 4 同上

第三号施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書を提出して同号に規定する非課税口座を開設した同号の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、経過日以後最初に当該非課税口座における新租税特別措置法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡又は当該非課税口座への新租税特別措置法第九条の八に規定する配当等の受入れをする日(同日において新租税特別措置法第三十七条の十四第七項に規定する個人番号(以下この項において「個人番号」という。)を有しない者(以下この項において「番号非保有者」という。)にあつては、番号通知日の属する年の翌年一月三十一日)までに、当該非課税口座を開設している新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の個人番号カードその他の財務省令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信して個人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならない。ただし、経過日(番号非保有者にあつては、番号通知日)までに当該非課税口座が廃止された場合は、この限りでない。

(生産性向上特別措置法の一部改正)

第一百七十条 生産性向上特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十九条 削除

(課税の特例)

第二十九条 認定革新的データ産業活用計画に従つて実施される革新的データ産業活用(生産性の向上に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。)を行う認定革新的データ産業活用事業者が、当該革新的データ産業活用の利用に供するために取得し、又は製作した機械及び装置、器具及び備品並びにソフトウェアについては、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第一百七一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によるおそその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にして行行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。